

No	項目	質問	回答
1	全般	この調査の回答は必須か？ 回答した内容がそのまま医療措置協定の内容となるのか？	本調査の結果をもとに協定締結に向けた協議を行うほか、今年度改定する予防計画へも一部反映いたしますので、調査へのご理解・ご協力をお願い致します。 なお、あくまでも回答内容をベースに協議を行いますので、今回ご回答いただく内容で、協定締結内容が確定するわけではありません。
2	全般	医療措置協定を締結すると、何か制限があるのか。 締結に関してインセンティブはあるのか？	協定締結医療機関は、新感染症が発生した際、都道府県からの要請により入院・外来医療等を提供いただきます。 流行初期期間に感染症の医療を提供いただく協定締結医療機関については、流行初期医療確保措置の対象となります。 ※流行初期医療確保措置については説明資料6ページ参照
3	全般	2020年、2022年の実績を参考に記載することになっているが、新規開業の医療機関はどのようにすればよいか？	現在の貴院の状況を踏まえ、対応可能な内容をご回答ください。
4	発熱外来	検査方法は、抗原検査のみを実施する場合は対応可能人数は0でいいのか。	検査方法はPCR法を想定しているため、抗原検査のみなら0と記載してください。
5	自宅療養者への医療の提供	かかりつけの患者のみ医療の提供・健康観察のみ可能な場合、どのように回答すればいいか。	「普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外の受入可否」欄を空白にして回答ください。
6	高齢者施設・障害者施設等への医療の提供	連携している高齢者施設等・障害者施設等への医療の提供・健康観察のみ可能な場合、どのように回答すればいいか。	「連携医療機関となってる施設以外の施設の受入可否」欄を空白にして回答ください。